

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光会（以下「法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

3 理事及び評議員が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

4 前各項業務に従事したときの旅費交通費は、別表3により支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、第4条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員報酬の限度額)

第7条 役員報酬は、一人あたりの各年度の総額が250,000円を超えない範囲で支払う。

(重複支給の防止)

第8条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条及び第5条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員は、原則この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成27年 9月24日から施行する。

2. この規定は、平成29年 6月20日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会	日額 5,000円
評議員会	日額 5,000円
入札審査会等	日額 5,000円

*上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2

名 称	報 酬
理事長	日額10,000円
理事及び評議員	日額 5,000円
監事	日額 5,000円

*上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表3

区 分	旅 費 交 通 費
自家用車	10km以内300円
	10kmを超える場合は、1km毎に30円加算する。
公共交通機関	実費
宿泊費	実費

*自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

別表4

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	実費	日額 3,000円	実費